

平成24年第3回川崎市議会定例会

専決処分報告資料

市長専決処分第6項 訴えの提起について

【まちづくり局】

報告 訴えの提起について

1 被告[家賃滞納者及び不法占有者]

| | 区分 | 被告の氏名 | 居住の開始 | 使用の承継 |
|---|-------|-------|-------------|-------------|
| 1 | 滞納者 | ■■■■■ | S 62. 3. 15 | H 2. 7. 21 |
| 2 | 滞納者 | ■■■■■ | H 18. 12. 1 | — |
| 3 | 滞納者 | ■■■■■ | S 60. 4. 5 | — |
| 4 | 滞納者 | ■■■■■ | H 11. 4. 25 | — |
| 5 | 滞納者 | ■■■■■ | H 14. 8. 2 | H 21. 3. 11 |
| 6 | 滞納者 | ■■■■■ | H 6. 4. 1 | H 13. 3. 28 |
| 7 | 滞納者 | ■■■■■ | H 18. 1. 12 | — |
| 8 | 不法占有者 | ■■■■■ | S 56. 8. 3 | — |

* 1 未払月数 1 9 箇月分～4 5 箇月分

* 2 未払家賃の額 4 5 4, 4 9 3 円～2, 2 4 5, 2 2 6 円

2 市営住宅の明渡しを求める対象者

市の納付指導にもかかわらず家賃を納付しない滞納者のうち、家賃を3箇月分以上滞納し、明渡請求以外に滞納解消が図れない者及び市営住宅を不法占有し退去に応じない者

3 市営住宅の明渡手続の主な経過

- ・ 平成 24 年 2 月（1 名は平成 23 年 5 月、1 名＝不法占有者は同年 7 月、1 名は同年 10 月）
 - ・ 川崎市営住宅等明渡請求審査会（以下「審査会」という。）に付議し、市営住宅の明渡しを求める対象者を選定した後、
 - ・ 市営住宅明渡請求予告通知書を送付し、滞納額を完納しない又は退去に応じない場合は、本件市営住宅の明渡しを請求する旨を通知したが、納付又は退去がなされなかった。
- ・ 平成 24 年 3 月 市営住宅明渡請求書を送付し、市営住宅に係る賃貸借契約を解除し、市営住宅を平成 24 年 7 月 3 日までに明け渡すよう請求した。
- ・ 平成 24 年 7 月 期限までに市営住宅の明渡しをせず、市営住宅からの退去の意思が認められないことから、建物明渡請求の訴えを提起した。

4 訴えの提起の推移（平成 24 年 7 月末現在）

| 議会 | 議案 | 訴訟前退去 | 勝訴判決 | 訴訟中退去 | 係属中 |
|--------|-----|-------|------|-------|-----|
| 2 1 年度 | 2 5 | 4 | 1 9 | 2 | |
| 2 2 年度 | 1 9 | 1 | 1 8 | | |
| 2 3 年度 | 6 5 | 2 | 5 5 | 1 | 7 |

滞納による法的措置に係る手続きフロー

